

## 賃貸借に関する契約書(案)

借主 南予広域観光プロモーション協議会(以下「甲」という。)と貸主\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

(賃貸借物件・契約形態)

第1条 乙は、別表中1記載の自動車(以下「車」という。)を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の賃貸借にかかる契約形態はメンテナンスリースとする。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、別表1中2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

(賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額\_\_\_\_\_円(うち消費税及び地方消費税相当額\_\_\_\_\_円)とする。

(賃貸借料の支払方法)

第4条 賃貸借料は、賃貸借開始の日から期間満了の日までに暦の月毎に計算するものとする。ただし、賃貸借期間の始期が月の中途の場合は、当該月の賃貸借料は当該月の日数による日割計算とする。賃貸借契約の周期が月の途中の場合も同様とする。

2 前項の日割計算は、暦日数によるものとし、円未満は切り捨てるものとする。

3 乙は、甲が使用した当月分の賃貸借料を翌月の20日までに書面により請求を行うものとし、甲は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第5条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示991号)の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(権利又は義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(車の使用の本拠地及び引渡)

第7条 車の使用の本拠地(以下「本拠地」という。)は、愛媛県南予地方局(宇和島市天神町7番1号)とする。

2 乙は、別表中3の引渡し期日に、本拠地で車を甲に引き渡すものとする。

(車の瑕疵等)

第8条 乙は、甲への車の引渡しが遅延したとき、又は車に瑕疵があったときは、乙の負担により、甲の車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。ただし、引渡しの遅延においては、その理由を詳記して、納入の遅延を願い出ることができる。この場合において、その理由が乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認

める日数の延長を認めることができる。

2 前項の場合にも、この契約は変更、解除されないものとする。

(車の保管、使用)

第9条 甲は車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとする。

2 甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任又は罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。

3 甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(メンテナンスサービス)

第10条 甲は、乙が指定する整備工場（以下「指定工場」という。）にて別表中3に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。

(1) 甲の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理。

(2) 法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付。

(3) 車自体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理。

(代車の提供)

第11条 乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。

2 第9条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還時に関する規定は前項の代車提供の場合にこれを準用する。

(事故処理)

第12条 乙は、第9条第3項の事故について、甲からの要請に基づき、事故処理に関し甲に協力する。

(車の滅失)

第13条 車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め、滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第17条各項の規定に従うものとする。

(車に関する諸費用の負担)

第14条 車に関する登録諸費用、自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル法関連費用、ETC セットアップ費用及びドライブレコーダーセットアップ費用は乙が別表中4の記載に従い負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

2 第10条第1項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用は賃貸借料に含まれるものとする。

3 第1項の諸費用について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、あるいは消費税額が変更された場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

(車の所有権侵害等の禁止)

第15条 乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

2 甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。

- (1) 担保権の設定
- (2) 第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡
- (3) 占有名義の移転

3 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。

- (1) 車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。
- (2) 車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。
- (3) 車の使用の本拠地若しくは車庫又は保管場所を変更すること。

4 車に取り付けた他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか無償で乙に帰属する。

(契約の解除)

第16条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(契約終了時の措置)

第17条 契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第15条第4項で乙に帰属したものを除き原状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参して乙に返還するものとする。

2 車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。

3 契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了の3か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

(規定損害金)

第18条 この契約の解除又は第13条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

2 前項の規定損害金の額は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項又は履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議のう

え定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 宇和島市天神町7-1  
南予広域観光プロモーション協議会  
会長 中村 時広

乙

## 別 表

1	賃貸借自動車	車両	小型貨物自動車（バン）	
		乗車定員	5名	
		燃料	ガソリン	
		排気量	1,500cc以下	
		台数	1台	
		車体色	ホワイト又はシルバー	
		車台番号	-	
		付属品・ 特装品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン</li> <li>・エアバック（運転席・助手席）</li> <li>・サイドバイザー（前後）</li> <li>・フロアマット</li> <li>・ETC車載器（セットアップを含む）</li> <li>・ドライブレコーダー</li> </ul>	
2	契約期間 (第2条第1項関係)	令和8年8月21日から4年間		
2	車の引渡期日	令和8年8月21日		
3	メンテナンス サービス	継続車検・法定点検（すべての点検において引取納車すること）・一般消耗品交換・故障修理・代車（事故時を除く）・油脂類交換補充・バッテリー交換(不良時)・タイヤ交換（必要本数）・エンジンオイル交換（5,000km走行もしくは6ヶ月経過の何れか早く到来した時点）・事故処理協力		
4	諸費用	登録諸費用	乙が全額負担	
		自動車取得税	乙が全額負担	
		自動車税	乙が全額負担	
		自動車重量税	乙が全額負担	
		自賠責保険	乙が全額負担	
		リサイクル法関連費用	乙が全額負担	
		ETCセットアップ費用	乙が全額負担	
		ドライブレコーダーセ ットアップ費用	乙が全額負担	
5	占有者	南予広域観光プロモーション協議会 (自動車検査証の使用者名義)		
6	賃貸借料 月額（税込）	_____ 円		